

10月1日
開始!

図書館に行かなくても
本の貸出・閲覧ができる!

おおいたし電子図書館



インターネットから電子書籍の「検索」「貸出」「返却」「閲覧」ができます。24時間365日、天候・距離を気にせず、いつでもどこでも読書が楽しめます。また、音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能などにより、読みやすい読書環境を提供します。

「おおいたし電子図書館」を利用できる人

- ①市にお住まいの人
- ②市外居住で、市に通勤・通学をしている人
- ③市立小中学生(全員にIDを付与。一人1台端末などで利用できます。)

利用方法

上記①②の人は、図書等貸出券の登録が必要です。

登録場所：市民図書館(J:COM ホルトホール大分内・コンパルホール分館)、各地区公民館・行政センター図書室

持ち物：①の人…現住所が確認できる本人確認書類
②の人…現住所が確認できる本人確認書類、勤務先や学校が分かる書類

10月1日
機能追加!

アプリでラクラク申請♪

市電子母子手帳アプリ「おーいたっち」

日々の記録や大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理など、子育てに役立つ機能がたくさんのアプリです。



アプリの内容

妊娠届出(母子健康手帳交付)申請

妊娠届出(母子健康手帳の交付)申請と妊婦支援給付金申請(1回目)を行い、母子健康手帳交付希望日の予約ができます。

NEW

妊娠8か月アンケートの回答

妊娠8か月ごろの妊婦にアンケートを実施し、安心して出産子育てができるように、継続したサポートを行っています。

NEW

出生連絡票・低体重児出生届の申請

赤ちゃんが生まれたら「出生連絡票・低体重児出生届」申請と妊婦支援給付金申請(2回目)を行うことができます。

NEW

産後ケア事業の申請

宿泊・デイサービス型(生後119日まで)、訪問型(生後1年未満)の産後ケア事業の利用申請ができます。

NEW

各種教室などの予約

「こどもと妊産婦の歯の健康チェック」、「離乳食講習会」などの予約ができます。

NEW

その他

妊娠中の健診記録や出産後の赤ちゃんの成長を分かりやすく記録することができます。また、お子さんの誕生日や予防接種履歴を登録すると、接種の目安日を案内します。

※妊娠をされた場合は、市へ妊娠届出申請を行い、窓口にて母子健康手帳の交付を受けてください。
※母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査等受診票を合わせてお渡しします。
※妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種などを受診される際は、必ず母子健康手帳をお持ちください。

問 保健所健康課 ☎536-2516

登録方法 App Store / Google play
ストアから「母子モ」で検索



※アプリ内の「設定」で「プッシュ通知」の「通知を許可」にすると、市からの通知をプッシュ通知で受け取ることができます。

デジタルを活用して 暮らしを便利に!

市ではデジタル技術を活用し、行政事務の効率化や市民サービスの向上を目的にDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進しています。市役所に行かなくても手続きができたり、生活に必要な情報を効果的に受け取ったりと暮らしが便利になるさまざまなサービスを紹介します。

導入書籍

児童書、一般書、図鑑、オーディオブックなど(こども向け中心)

問 市民図書館 ☎576-8241



いつでもどこでも手続き可能!
オンライン申請

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、市への各種申請や届け出を行うことができます。自宅はもちろん、外出先からも24時間手続きが可能です。

※事前に利用者登録が必要な手続きがあります。問い合わせは各担当課へ。

オンライン申請できる手続き一覧▶



10月1日
開始!

入り口で書類を書く必要がなくなる!

こどもルームアプリ「コードモン」

こどもルームを利用する際、これまでは名前や住所の記入をお願いしていましたが、アプリを登録すれば入り口で二次元コードをかざすだけで利用できます。

※従来通りの利用票を使った手続きも可能です。

こどもルームアプリ「コードモン」の使い方

1. アプリ登録のためのIDを事前申請する

アプリの登録に必要なIDとパスワードを市ホームページから電子申請してください。

2. アプリをダウンロード

10日程度でIDとパスワードが発行されます。こどもルーム受付で受け取り、案内に従ってアプリをダウンロードして、IDとパスワードでログイン後、登録を完了させます。

3. 利用するときにアプリの二次元コードをかざすだけ!

入るときと帰るときにアプリの二次元コードをかざしてください。

問 子育て交流センター ☎576-8243

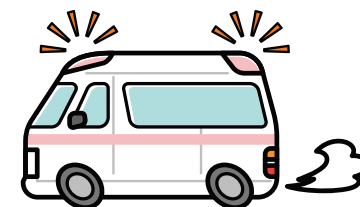


10月1日
開始!

マイナンバーカードを活用し、迅速で適切な救急活動を!

マイナ救急実証事業

市消防局では、総務省消防庁と連携し、「マイナ救急」の実証事業を実施します。救急車を利用する際には、マイナ保険証をお持ちください。



マイナ救急とは

救急隊がマイナ保険証を利用して、傷病者の医療情報を確認し、迅速かつ適切な救急活動を行うための取り組みです。傷病者の受診歴や処方薬などの情報を閲覧し、搬送先の病院選定や応急処置に役立てます。

実施期間

8年3月31日(火)まで
※実施期間は変更となることがあります。
※一部実施対象外の車両があります。

期待される効果

- ・傷病者の負担軽減
- ・救急隊による迅速な病院選定と適切な応急処置
- ・医療機関による早期治療の準備と適切な医療提供

問 消防局救急救命課 ☎532-4199